

# NEWハートフォードNKの詳細説明

運用のしくみ

- ・ポートフォリオサービス
- ・年間100日の保険関係費用優遇制度

死亡保障のしくみ

年金受取のしくみ

相続年金支払特約

諸費用

## 運用のしくみ

用意されたファンドの中から、運用するファンドを選択します。運用するファンドを複数組み合わせて、分散投資を図ることもできます。お客様の資産の合計は、ファンドの資産の合計額となります。運用するファンドまたはファンドの組み合わせ（ポートフォリオ）は、各種サービスにより随時変更できます。各ファンドの詳細は「ファンド情報ページ」をご覧ください。

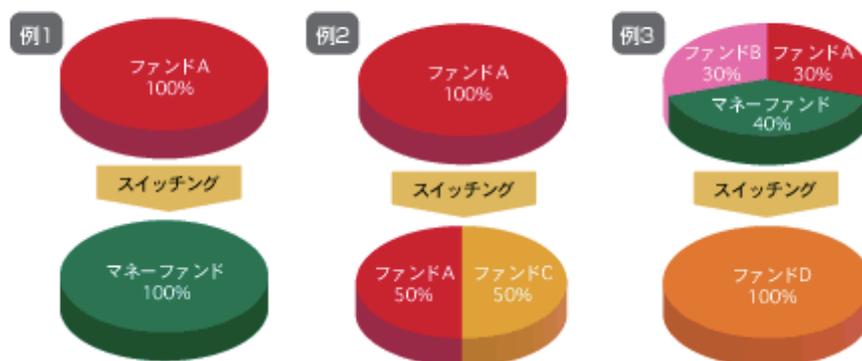
### ポートフォリオサービス

これらポートフォリオの組み替えサービスには、全て手数料はかかりません。

お客様のご指定の都度、ポートフォリオの構成を組み替えるサービス

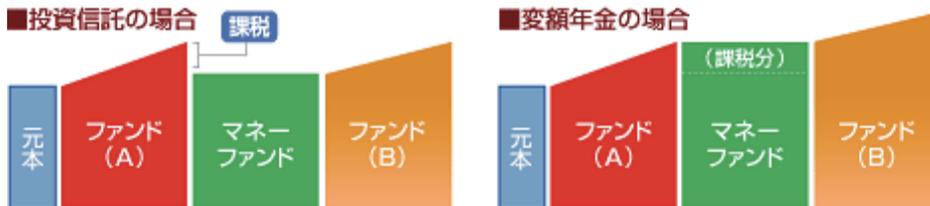
#### スイッチング

リスク許容度や相場見通しの変化により、ポートフォリオを変更できます。  
◎年間15回まで（年間15回を超える変更はお受けしていません）。



### 運用収益の課税繰り延べによる複利運用効果が期待できます

これらポートフォリオ・サービスにより、資金がファンドを移転する際に運用益があったとしても、解約時や年金受取時まで課税されず、全額が次のファンドに再投資されます。また、ファンドが投資している投資信託の分配金がでた場合も同様に、その時には課税されず、全額再投資されます。これらの課税繰り延べにより長期間の運用では優れた複利運用効果が期待できます。



### あらかじめいただいたご指定より、定期的にポートフォリオの構成を組み替えるサービス

#### ポートフォリオ・リバランス

あらかじめご指定いただいたポートフォリオの構成割合を一定に保つよう、ご指定いただいた頻度で定期的に構成を組み直すことができます。

1ヶ月ごと、3ヶ月ごと、6ヶ月ごと、12ヶ月ごとの中からご選択いただけます。

※「ポートフォリオ・リバランス」は「ドルコスト平均投資」と同時のお取扱いはできません。

#### ドルコスト平均投資

あらかじめご指定いただいた期間、ご指定のファンドから毎月一定額を他のファンドに移転することができます。

3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月間の期間からご選択いただけます（スイッチングの回数には入りません）。

※「ポートフォリオ・リバランス」は「ドルコスト平均投資」と同時のお取扱いはできません。

# NEWハートフォードNKの詳細説明

## 運用のしくみ

- ・ポートフォリオサービス
- ・年間100日の保険関係費用優遇制度

## 死亡保障のしくみ

## 年金受取のしくみ

## 相続年金支払特約

## 諸費用

## 運用のしくみ

### 年間100日の保険関係費用優遇制度

マネーファンドに待避中の費用資産の減少を避けるため、保険関係費用をマネーファンドの運用利回り（保険関係費用控除前）に応じて最大で保険関係費用相当分（年2.35%）まで優遇します。

優遇日数：増額などにかかわらず、ひとつのご契約につきマネーファンドの優遇日数の総計で、1保険あたり100日まで

**例** この例は、マネーファンドの利回りが優遇日数の100日間を通じて一定に推移したものと仮定し、年率化は365倍として計算しております。

保険関係費用控除前 マネーファンドの 優遇日数 100 日間の年換算利回り		保険関係費用 (年換算率)		マネーファンドの 優遇日数 100 日間の年換算利回り
3.00%	-	2.35%	=	0.65%
0.05%	-	0.05% 2.03%分優遇	=	0.00%

- マネーファンドの運用利回り（保険関係費用控除前）自体がマイナスの場合は、この優遇制度にかかわらず、待避資金は減ってしまいます。
- マネーファンドは元本が保証されているものではありません。

保険関係費用は通常、資産残高に対して年2.35%ですが、マネーファンドの保険関係費用優遇（上限：年間100日まで）を受けた日数によって変動します

**例**

条件例	保険関係費用
マネーファンドの保険関係費用優遇適用期間・・・年間 100日	資産残高に対して 年 1.71%
保険関係費用控除前マネーファンド年利回り・・・年 0.001%	

この例は、マネーファンドの利回りが年間を通じて一定に推移したものと仮定し、年率化は365倍として計算しております。

# NEWハートフォードNKの詳細説明

① 運用のしくみ

② 死亡保障のしくみ

- ・ステップアップ死亡保障
- ・年金受取に替えた終身保障

③ 年金受取のしくみ

④ 相続年金支払特約

⑤ 諸費用

## 死亡保障のしくみ

運用期間中に保険の対象となっている方（被保険者）が亡くなった場合、基本保険金額または基本保険金額以上の死亡保険金額をお受け取りいただけます。死亡保険金額は、ファンドの運用が好調で、資産残高が増加する場合には死亡保険金の最低保証が年々切り上がるステップアップ方式を採用しています。

### ステップアップ死亡保障

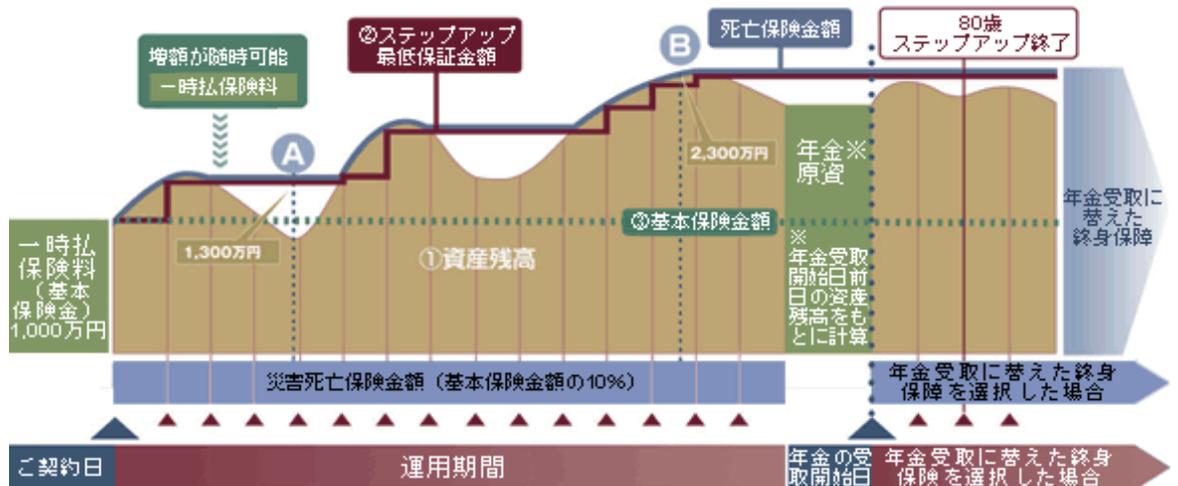
ご契約日から1年目の契約応当日までの最低保証金額は、基本保険金額であり、その後毎年の契約応当日に死亡保険金の最低保証金額を見直します。各契約応当日の資産残高とこれまでの最低保証金額を比べて大きい方の額をその契約応当日以降の新しい最低保証金額としてその日から適用します。一度ステップアップした最低保証金額はそれ以後下がることはありません。この見直しは保険の対象となる方が80歳で迎える契約応当日まで行います。

死亡保険金は、次のうちの最も大きい金額となります。

保険の対象となる方が亡くなった日の

- (1) 資産残高
- (2) ステップアップ最低保証金額
- (3) 基本保険金額  
(増額および一部解約がなければご契約時一時払保険料と同額)

※ 基本保険金相当額が保証されるのは死亡保険金だけです。



#### A 時点の死亡保険金額

①資産残高	800万円
②ステップアップ最低保証金額	1,300万円
③基本保険金額	1,000万円
死亡保険金額 = ステップアップ最低保証金額	= 1,300万円

#### B 時点の死亡保険金額

①資産残高	2,300万円
②ステップアップ最低保証金額	2,300万円
③基本保険金額	1,000万円
死亡保険金額 = ステップアップ最低保証金額	= 2,300万円

不慮の事故等による死亡の場合には、上記死亡保険金額に加えて基本保険金額の10%相当額の災害死亡保険金が加算されます。

この保険は運用実績に応じて死亡保険金額や資産残高が変動します。このイメージ図は、基本保険金額が一定の場合を想定しており、基本保険金額の増額・一部解約があった場合を想定していません。また、将来の死亡保険金額や資産残高を保証するものではありません。

## 年金受取に替えた終身保障

年金の受け取りに替えて、生涯に渡り死亡保障を継続することもできます。

この年金受取に替えた終身保障を選んだ場合、将来必ず死亡保険金額等を受け取ることになります。終身保障へ移行後も年金原資を元にファンドによる運用が続き、保険の対象となる方が80歳で迎える契約応当日まで、資産残高に応じて毎年ステップアップ最低保証金額の見直しが行われます。この80歳で迎える契約応当日のステップアップ最低保証金額は、それ以後の最低死亡保証金額として生涯に渡り保証されます。

### 死亡保険金の受取方法

#### 一括受取

死亡保険金を保険の対象となる方が亡くなった時に、全額一括でお受け取りになる方法

#### 年金受取

死亡保険金を毎年一定額でお受け取りになる方法

#### 据置受付

死亡保険金を全額、一定期間保険会社の定める一定の利率で据え置いた後にお受け取りになる方法

#### 配偶者契約継続

ご契約者と保険の対象となる方が同じであるご契約で、その方が亡くなった場合、配偶者がご自身の受取部分の死亡保険金額を基本保険金額としてご契約を継続させる方法。

ひとつの契約につき1回に限ります。

**配偶者契約継続によって継続された契約は解約控除の対象にならないというメリットがあります。配偶者契約継続中に増額があった場合、その増額部分については増額後7年未満は解約控除の対象になります。**

# NEWハートフォードNKの詳細説明

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

年金受取のしくみ

・運用期間中の受取方法

・年金の受取方法

・年金の種類

相続年金支払特約

諸費用

## 年金受取のしくみ

運用成果は運用期間中または年金の受取期間中、それぞれに多様な方法で受け取ることができます。

### 運用期間中の受取方法

運用期間中はご契約の全部または一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。

#### 全部解約

ご契約の全部を解約して、解約日の資産残高に応じて払戻金を受け取ることができます。

#### 一部解約

ご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。  
(一部解約後の資産残高の合計は20万円以上あることが必要です)

#### 定時定額引出

定期的に決まった金額の一部解約を行って、払戻金を年金のように受け取ることができます。年金のように資産を受け取りながらも、運用中の資産残高に応じた死亡保障を確保できます。あらかじめ、解約請求金額と解約周期を指定しておくことが必要です。

(ご注意) 一部解約や定時定額引出により資産残高が減った場合、その解約された金額の資産残高に対する割合に応じて、ステップアップ最低保証金額も減額します。

### 年金の受取方法

年金の受取方法については、年金受取開始日の直前にハートフォード生命よりお届けする、年金受取開始日到来をお知らせするご案内にしたがって最終的にご決定いただきます。

年金の一括受取や年金受取に替えた終身保障を選択した場合を除き、毎年定額の年金を受け取ることができます。

#### 年金受取

ライフプランにあわせて年金種類をご自由に選ぶことができます。

なお、ご契約時に選択いただきました年金種類については、年金受取開始日の前日まで変更することができます。

年金種類	年金支払期間（確定年金）／保証期間	年金支払開始年齢（被保険者の年齢）
確定年金	5・10・15年の各年	10歳から90歳
保証期間付終身年金	5・10・15年の各年	40歳から90歳
保証期間付夫婦年金	5・10・15年の各年	40歳から90歳 (被保険者の年齢は被保険者の 15歳下から15歳上まで)
NEW終身年金	保証期間なし	40歳から90歳

(ご注意) 年金受取開始日以後は受取方法の変更はできません。

#### 年金の一括受取

年金をまとめて受け取りたい場合、年金受取開始日に第1回の年金受取に合わせて、年金を一括で受け取ることもできます。

※年金の受取期間中に、残存年金支払期間（または残存保証期間）の未払年金現価を一括受取することもできます。

(ご注意)NEW終身年金は、年金一括受取のお取り扱いはできません。

#### 年金受取開始日の延長

引き続きファンドによる運用を続けたい場合、保険の対象となる方が90歳で迎える契約応当日の前日まで運用期間を延長できます。

※ただしステップアップ最低保証金額の見直しは保険の対象となる方が80歳で迎える契約応当日までです。

## 年金の種類

### 確定年金

一定期間の年金支払期間中、毎年定額の年金がお受け取りになれます。  
年金支払期間中に亡くなった場合には、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただきます。



### 保証期間付夫婦年金

ご夫婦のどちらか一方でも生きている限り毎年定額の年金がお受け取りになれます。  
保証期間中にご夫婦の両方が亡くなった場合には、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただきます。



## 保証期間付夫婦年金のオプション

### 配偶者リレー年金

ご夫婦どちらか一方が亡くなってからの年金額を、ご夫婦がお揃いの時期の60%におさえることにより、ご夫婦がお揃いの時期の年金額を増やすオプションです。  
ただし、ご夫婦のどちらか一方が亡くなった場合でも、保障期間中であれば残りの保証期間はご夫婦がお揃いの時期の年金額をお受け取りいただけます。

**例** 保証期間付夫婦年金で配偶者リレー年金オプションを利用したイメージ

- オプションを使わない場合の年金
- 配偶者リレー年金オプションを使った場合の年金

● ご夫婦のどちらかが亡くなった場合



● 保証期間中にご夫婦のどちらかが亡くなった場合



### 保証期間付終身年金

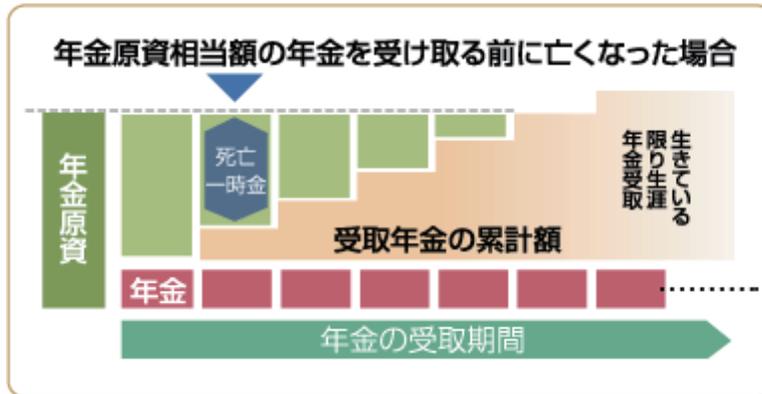
生きている限り生涯に渡って毎年定額の年金がお受け取りになれます。  
保証期間中に亡くなった場合には、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただきます。



### NEW 終身年金

生きている限り毎年定額の年金がお受け取りになれます。

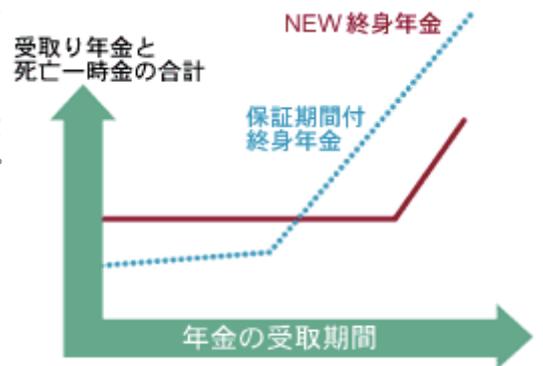
保証期間はありませんが、亡くなった時にそれまで受け取った年金額が年金原資に満たない場合は、差額を死亡一時金としてお受け取りいただけます。



### NEW 終身年金と保証期間付き終身年金

一般的に年金原資額が同じとした場合、NEW 終身年金では、保証期間付終身年金より、毎年の年金額は少なくなります。

受取年金の累計額と死亡一時金の合計額は、年金が始まった当初はNEW 終身年金の方が多く、年金受取回数が多くなると保証期間付終身年金の方が多くなります。右図はイメージです。保険の対象となる方の年齢や性別により異なります。



※上記以外にも、一時金付終身年金をご選択いただくことも可能です。

① 運用のしくみ

② 死亡保障のしくみ

③ 年金受取のしくみ

④ 相続年金支払特約

・ 相続年金支払特約とは

・ 相続年金支払特約の特長

⑤ 諸費用

## 相続年金支払特約

### 相続年金支払特約とは

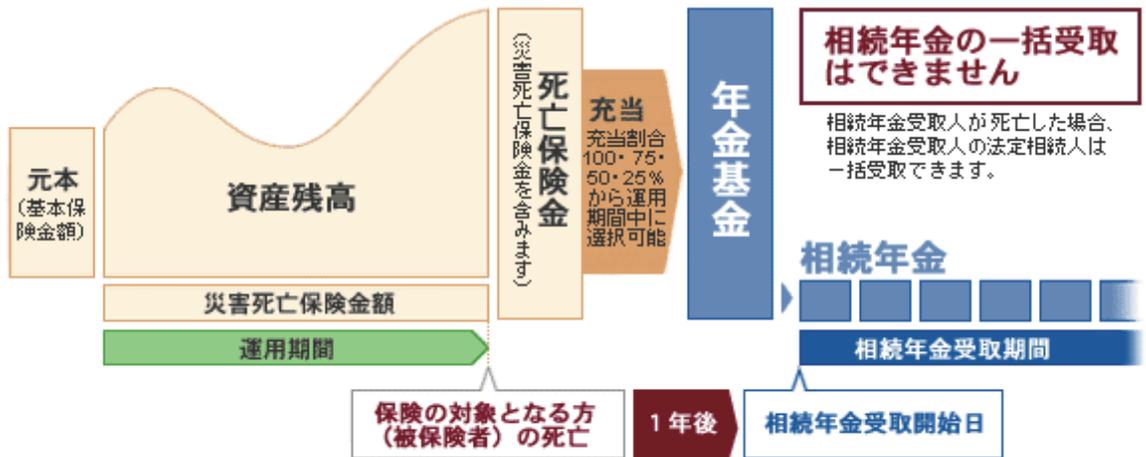
次の世代に資産（死亡保険金）を年金でのこすことをご契約者自身が指定できる特約です。

#### 特約が付加できるご契約

ご契約者と保険の対象となる方（被保険者）が同一のご契約

#### 特約が付加できる期間

運用期間中かつご契約者〔＝保険の対象となる方（被保険者）〕がお亡くなりになる前まで



この図はイメージ図であり、保険種類により死亡保険金額・災害死亡保険金額等の設定が異なる場合があります。相続年金受取開始日以後、毎年の相続年金受取日に年金管理費として年金額の1%を控除します。

### 相続年金支払特約の特長

死亡保険金（災害死亡保険金を含みます）を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこせます。

- 相続年金は相続年金受取人のお申し出があっても一括でお受け取りになることはできません。
- ご契約者が年金基金に充当する割合を死亡保険金（災害死亡保険金を含みます）の100・75・50・25%の範囲で選択できます。
- 相続年金受取開始日は、保険の対象となる方（被保険者）がお亡くなりになった日の1年後です。

相続年金受取期間をご契約者が指定できます。

- 5・10・15・20・25・30・35・36の確定年金を指定できます。
- 期間満了時の相続年金受取人の満年齢が105歳以下となる範囲で指定できます。

② 運用のしくみ

③ 死亡保障のしくみ

④ 年金受取のしくみ

⑤ 相続年金支払特約

⑥ 諸費用

・ご契約者の皆様にご負担いただく費用

・お取扱等によってご負担いただくことのある費用

## 諸費用

ご契約中は、以下のような費用をご負担いただきます。

### ご契約者の皆様にご負担いただく費用

- ファンド運用時（運用期間中および年金受取に替えた終身保障による継続運用期間中）
- 各ファンド費用の詳細は「ファンド情報ページ」をご覧ください。

### お取扱等によってご負担いただくことのある費用

#### ■契約管理手数料

一定額未満の資産残高のご契約に対しては契約管理手数料がかかります。

	運用時	解約時
契約管理手数料がかかる場合	<p>毎年の契約応当日の前日の資産残高が200万円未満の場合</p> <p>毎年の契約管理手数料として、年額4,800円を契約応当日に控除</p>	<p>解約時の資産残高が200万円未満の場合</p> <p>解約の年の契約管理手数料として、年額4,800円を解約時に控除</p>

#### ■解約控除

ご契約日から7年未満の全部解約または一部解約（定時定額引出を含む）には解約控除があります。

$$\text{解約時払戻金} = \text{解約時資産残高} - (\text{基本保険金額} \times \text{解約控除率})$$

解約控除額

なお一部解約の場合は、その解約額に応じて解約控除の対象となる基本保険金額を算出します。

経過年数	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

基本保険金額が増額されている場合、その増額部分についても増額日から起算して7年未満は上記の解約控除率が適用されます。

#### ■年金管理費

年金の受取開始日以降、受け取る年金額の1%の年金管理費を年金受取時に控除します。